

埼玉県不妊症・不育症支援ネットワーク事業連携会議設置要綱

(設置)

第1条 不妊症や不育症、流産や死産等で悩む県民への心理社会的支援やピア・サポートの推進に当たり、関係機関の連携を目的とし、埼玉県不妊症・不育症等支援ネットワーク事業連携会議（以下「ネットワーク事業連携会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 ネットワーク事業連携会議は、次の事項を目的として行う。

- (1) 不妊症や不育症、流産や死産等で悩む県民への心理社会的支援やピア・サポート推進のため、関係機関の連携体制を構築する。
- (2) 流産、死産を含む不育症や不妊症について、治療の現状や相談支援などに関する情報共有、課題抽出及び意見交換等を行う。
- (3) その他、支援に必要な事項を検討する。

(構成)

第3条 ネットワーク事業連携会議は、次の関係機関の推薦等による者（以下「構成員」という。）により構成するものとし、構成員は開催の都度、健康長寿課長が選定するものとする。

- (1) 不妊症・不育症の診療等を行う医療機関
 - (2) 埼玉県が実施主体である不妊症や不育症等に関する相談支援機関
 - (3) 国庫補助事業「性と健康の相談支援事業（10）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備」（母子保健医療対策総合支援事業実施要綱）において実施主体とされている政令市・中核市
 - (4) 埼玉県関係機関
- 2 構成員は、ネットワーク事業連携会議の議事の進行に必要な場合、随時増やすことができる。
- 3 必要に応じ、構成員以外の関係者に意見を聞くことができる。
- 4 事務局は健康長寿課とする。

(会議)

第4条 ネットワーク事業連携会議は、健康長寿課長が招集し、主催する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク事業連携会議の運営について必要な事項は事務局が定める。

附則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。